

期日指定定期預金 預金商品概要説明書

1. 商品名	・期日指定定期預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます（ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、一万円以上の金額で指定して下さい。） ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いが出来ます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1万円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時（継続日）の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人・・・20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に1.00%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いが出来ます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻しします。 A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6ヶ月以上1年未満 2年以上利率×40% C. 1年以上1年6ヶ月未満 2年以上利率×50% D. 1年6ヶ月以上2年未満 2年以上利率×60% E. 2年以上2年6ヶ月未満 2年以上利率×70% F. 2年6ヶ月以上3年未満 2年以上利率×90%
11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けのテレビによる金利のお知らせをご覧いただくか、または窓口にお問い合わせください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはよろず相談室にお申出ください。 【窓口：福島県商工信用組合よろず相談室】 024-922-7711 受付日 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く） 受付時間 午前9時から午後5時 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.fukushimakenshin.co.jp ・ 紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合よろず相談室またはしんくみ相談所にお申出下さい（※1）。また、お客様さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間 : 午前9時～午後5時 電話 : 03-3567-2456 住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。